

# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 28 年 1 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

# 目 次

<b>1 統計調査の承認等の状況（総括表）</b>	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	3
<b>2 一般統計調査の承認</b>	5
公務員及び私学教職員に関する厚生年金保険適用給付状況調査（平成28年承認） （厚生労働省）	5
動物愛護管理基本指針フォローアップ等検討調査（平成28年承認）（環境省）	7
学校における教育の情報化の実態等に関する調査（平成28年承認）（文部科学省）	8
自動車燃料消費量調査（平成28年承認）（国土交通省）	9
家計調査 試験調査（家計の収支に関する基礎調査）（平成28年承認）（総務省）	11
国際比較プログラムに関する小売物価調査（平成28年承認）（総務省）	12
<b>3 届出統計調査の受理</b>	13
(1) 新規	13
都民の安全安心に関する意識調査（平成28年届出）（東京都）	13
(2) 変更	14
京都府鉱工業生産動態統計調査（平成28年届出）（京都府）	14
次世代育成支援状況に関する企業アンケート（平成28年届出）（神戸市）	15
中小企業景況調査（平成28年届出）（愛知県）	16
畜産関係調査（平成28年届出）（神戸市）	17

## 〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下、「**本月報**」という。）中で「**指定統計**」とは、改正前の統計法（昭和22年法律第18号。以下「**旧統計法**」という。）第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「**指定統計調査**」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「**承認統計調査**」とは、改正後の統計法（平成19年法律第53号。以下「**新統計法**」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「**統計報告の徴集**」の通称をいう。

- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第 8 条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第 24 条第 1 項又は第 25 条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第 2 条第 4 項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成 21 年 4 月 1 日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

## 基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
該当なし			

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

## 一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H28.1.8	公務員及び私学教職員に関する厚生年金保険適用給付状況調査	厚生労働大臣
H28.1.12	動物愛護管理基本指針フォローアップ等検討調査	環境大臣
H28.1.13	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	文部科学大臣
H28.1.13	自動車燃料消費量調査	国土交通大臣
H28.1.14	家計調査 試験調査（家計の収支に関する基礎調査）	総務大臣
H28.1.27	国際比較プログラムに関する小売物価調査	総務大臣

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

## 届出統計調査の受理

### (1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H28.1.14	都民の安全安心に関する意識調査	東京都知事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

( 2 ) 変 更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H28.1.7	京都府鉱工業生産動態統計調査	京 都 府 知 事
H28.1.7	次世代育成支援状況に関する企業アンケート	神 戸 市 長
H28.1.22	中小企業景況調査	愛 知 県 知 事
H28.1.25	畜産関係調査	神 戸 市 長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

## 一般統計調査の承認

【調査名】 公務員及び私学教職員に関する厚生年金保険適用給付状況調査  
(平成28年承認)

【承認年月日】 平成28年1月8日

【実施機関】 厚生労働省年金局事業企画課調査室

【目的】 本調査は、国家公務員、地方公務員(以下「公務員」という。)及び私立学校教職員(以下「私学教職員」という。)の厚生年金保険の適用及び給付状況を総務省、財務省、文部科学省、警察庁から把握し、厚生年金保険制度全体の適正な運営をはかるための基礎資料として利用することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 公務員及び私学教職員に関する厚生年金保険適用給付状況調査 調査票(月次調査) 2 - 公務員及び私学教職員に関する厚生年金保険適用給付状況調査 調査票(年次調査)

【公表】 【月報】インターネット(調査票提出期日の翌月末) 【年報】インターネット及び印刷物(概要:調査実施年の12月末、詳細:調査実施翌年の5月末)

【調査票名】 1 - 公務員及び私学教職員に関する厚生年金保険適用給付状況調査 調査票(月次調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)行政機関 (属性)総務省、財務省、文部科学省、警察庁

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)4 (配布)DVD (手交による) (収集)DVD (手交による) (記入)自計 (把握時)調査票提出月の前々々月1か月(当該月の各共済組合における実績) (系統)厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月(平成27年10月分月次統計以降) (実施期日)毎月15日

【調査事項】 1. 厚生年金保険適用事業所及び被保険者に係る標準報酬月額別情報、2. 厚生年金保険適用事業所及び被保険者に係る標準賞与額別情報、3. 保険料徴収状況に係る情報、4. 離婚時の厚生年金分割に係る情報、5. 一時金裁定状況に係る情報、6. 年金受給権者に係る情報

【調査票名】 2 - 公務員及び私学教職員に関する厚生年金保険適用給付状況調査 調査票(年次調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)行政機関 (属性)総務省、財務省、文部科学省、警察庁

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)4 (配布)DVD (手交による) (収集)DVD (手交による) (記入)自計 (把握時)調査実施年度の前年度



1年間（4月～3月）（系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年8月15日

【調査事項】 1．厚生年金保険適用事業所及び被保険者に係る標準報酬月額別情報（年度累計） 2．厚生年金保険適用事業所及び被保険者に係る標準賞与額別情報（年度累計） 3．保険料徴収状況に係る情報（年度累計） 4．離婚時の厚生年金分割に係る情報（年度累計） 5．標準報酬月額別・標準賞与額別情報

【調査名】 動物愛護管理基本指針フォローアップ等検討調査(平成28年承認)

【承認年月日】 平成28年1月12日

【実施機関】 環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室

【目的】 本調査は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)第5条1項に基づき定められた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(平成18年環境省告示第140号)に掲げられている、第一種動物取扱業(以下「取扱業」という。)によって販売される犬猫へのマイクロチップ装着義務化や、取扱業における適正な飼養管理等の検討に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 第一種動物取扱業のうち販売業アンケート調査 調査票

【公表】 報告書(環境省HP及びe-stat) (平成28年4月末)

【調査票名】 1 - 第一種動物取扱業のうち販売業アンケート調査 調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業者 (属性)動物愛護管理法に基づき、都道府県知事等の登録を受けた取扱業者のうち犬猫の販売業を営む事業者を対象とする。(抽出枠)犬販売業及び猫販売業の2種類の調査対象名簿(都道府県知事等の登録を受けた取扱業者のうち販売業を営む事業者から犬又は猫の販売業を取り出す。)

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)(犬販売業)1500/16,000、(猫販売業)1500/16,000 (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン・その他(FAX) (記入)自計 (把握時)平成28年1月1日現在 (系統)環境省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成28年2月15日~同年3月11日

【調査事項】 (犬猫販売業の実態)1.マイクロチップの挿入状況、2.感染症予防措置の有無、3.販売時の対面説明時間 等

【調査名】 学校における教育の情報化の実態等に関する調査(平成28年承認)

【承認年月日】 平成28年1月13日

【実施機関】 文部科学省生涯学習政策局情報教育課

【目的】 本調査は、学校教育及び教育行政のために地方公共団体において整備された教育用情報機器のほか、学校のインターネット接続環境、デジタルテレビ等の整備の状況、教員のICT活用指導力の実態等の状況を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 学校における教育の情報化の実態等に関する調査 調査票

【公表】 ホームページ及びe-Stat (速報値：平成28年7月、確報値：平成28年9月)

【調査票名】 1 - 学校における教育の情報化の実態等に関する調査 調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)34,541 【平成26年実績・学校基本調査】 ((小学校)20243、(中学校)9610、(高等学校)3628、(中等教育学校)29、(特別支援学校)1031) (配布)オンライン (収集)オンライン (記入)自計 (把握時)平成28年3月1日 (系統)文部科学省 - 都道府県教育委員会(政令指定都市を含む) - (市区町村教育委員会) - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)平成28年2月1日～同年6月4日

【調査事項】 1. インターネットへの接続状況等、2. コンピュータ等の整備の実態、3. デジタルテレビ等の整備の実態等、4. 教員のICT活用指導力等の実態

【調査名】 自動車燃料消費量調査（平成28年承認）

【承認年月日】 平成28年1月13日

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課交通経済統計調査室

【目的】 本調査は、自動車から排出される温室効果ガス排出量を捉えるための基礎データとなる自動車の燃料消費量を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 営業用貨物自動車調査票（第1号様式） 2 - 営業用旅客自動車調査票（第2号様式） 3 - 自家用小型自動車調査票（第3号様式） 4 - 自家用普通自動車調査票（第4号様式）

【公表】 インターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）を利用して、月次の数値については、「自動車燃料消費量統計月報」により調査月経過後2か月以内に、年度の数値については、「自動車燃料消費量統計年報」により調査年度経過後3か月以内にそれぞれ公表する。

【調査票名】 1 - 営業用貨物自動車調査票（第1号様式）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうちから選定する自動車（ただし、駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車、緊急自動車、被牽引車は調査の範囲に含まない）。 （抽出枠）自動車登録ファイル等

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/1,450,000 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月、国土交通大臣が指定する7日間 （系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月10日

【調査事項】 1. 主な用途、2. 休車日数、3. 調査期間中の燃料消費量、4. 調査期間中の走行キロ

【調査票名】 2 - 営業用旅客自動車調査票（第2号様式）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうちから選定する自動車（ただし、駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車、緊急自動車、被牽引車は調査の範囲に含まない）。 （抽出枠）自動車登録ファイル等

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）850/350,000 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月、国土交通大臣が指定する7日間 （系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月10日

【調査事項】 1. 主な用途、2. 休車日数、3. 調査期間中の燃料消費量、4. 調査期間中の走行キロ

【調査票名】 3 - 自家用小型自動車調査票（第3号様式）

【調査対象】（地域）全国（単位）個人（属性）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうちから選定する自動車（ただし、駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車、緊急自動車、被牽引車は調査の範囲に含まない）。（抽出枠）自動車登録ファイル等

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）5,400 / 73,120,000（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）月（系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）翌月10日

【調査事項】 1. 主な用途、2. 調査期間中の燃料消費量、3. 調査期間中の走行キロ、4. 調査開始日・終了日、5. 車の利用頻度、6. 平均燃費の表示機能に表示されている燃費

【調査票名】 4 - 自家用普通自動車調査票（第4号様式）

【調査対象】（地域）全国（単位）個人（属性）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうちから選定する自動車（ただし、駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車、緊急自動車、被牽引車は調査の範囲に含まない）。（抽出枠）自動車登録ファイル等

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）1,350 / 1,510,000（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月、国土交通大臣が指定する7日間（系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）翌月10日

【調査事項】 1. 主な用途、2. 休車日数、3. 調査期間中の燃料消費量、4. 調査期間中の走行キロ

【調査名】 家計調査 試験調査(家計の収支に関する基礎調査)(平成28年承認)

【承認年月日】 平成28年1月14日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部消費統計課

【目的】 家計調査の調査票である家計簿については、現在、記入者負担軽減、記入精度向上等の観点から見直しを行っているところであり、現行の家計簿と変更した家計簿の両方で調査を実施し、記入本数等の比較・検証を行うことで、同調査の改定に向けた準備に資することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 家計調査 試験調査(家計の収支に関する基礎調査)

【公表】 家計調査の改定に向け、外部有識者からなる研究会を開催し、同研究会の資料として公表(平成28年7月頃)

【調査票名】 1 - 家計調査 試験調査(家計の収支に関する基礎調査)

【調査対象】 (地域)茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県 (単位)世帯 (属性)対象の地域的範囲内に常住する二人以上の世帯で民間調査機関のモニター登録者から以下の区分ごとに世帯を抽出する。世帯主のみ就業かつ世帯主の年齢が30歳~59歳の世帯、世帯主及びその配偶者のみ就業かつ世帯主の年齢が30歳~59歳の世帯、3人以上就業者がいる世帯、年金受給者がいる世帯(抽出枠)民間調査機関が保有・管理する登録モニター

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)(変更案の家計簿A)226/19300000、(現行版の家計簿B)74/19,300,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成28年2月1日~同月29日 (系統)総務省 - 民間調査機関 - モニター世帯

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成28年1月下旬~同年3月上旬

【調査事項】 1.世帯及び世帯員に関する事項(1)氏名、(2)満年齢、(3)世帯主との続き柄及び男女の別、(4)就業状態、(5)副業等の状況、(6)国公立・私立の別、(7)学校の種別、(8)住居の所有関係、(9)同居していない人数、2.月の収入及び支出に関する事項(1)口座自動振替による支払、(2)口座への入金、(3)現金収入及び現金支出、(4)カード等の支出

【調査名】 国際比較プログラムに関する小売物価調査（平成28年承認）

【承認年月日】 平成28年1月27日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室

【目的】 本調査は、国際比較に必要な商品の小売価格を調査し、OECDが主宰する「国際比較プログラム」(ICP)に対して、各国通貨の購買力評価による国内総生産(GDP)の実質比較を行うための基礎資料を提供することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 国際比較プログラムに関する小売物価調査票

【公表】 インターネット（OECDが定める期日（2019年見込み））

【調査票名】 1 - 国際比較プログラムに関する小売物価調査票

【調査対象】（地域）東京都区部（単位）事業所（属性）東京都区部の小売業を行っている事業所（抽出枠）事業所母集団データベースを使用し、国際比較プログラムに関する小売物価調査の対象事業所を従業者規模別に層別抽出して作成した調査名簿から、調査品目・銘柄を販売している3事業所を、従業者規模の大きい順に、指定数が選定できるまで順次選定する。

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）約100（配布）その他（総務省統計局職員）（収集）その他（総務省統計局職員）（記入）他計（把握時）調査実施日現在（系統）総務省統計局 - 報告者

【周期・期日】（周期）不定期（実施期日）平成28年2月15日～同年3月15日

【調査事項】 OECDから価格データ提供の依頼があった「衣料・装身具等」に係る品目・銘柄の小売価格

## 届出統計調査の受理

### (1) 新規

【調査名】 都民の安全安心に関する意識調査（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年1月14日

【実施機関】 東京都青少年・治安対策本部総合対策部治安対策課

【目的】 本調査は、アンケートを実施して、都民の安全安心に関する意識について地域特性も踏まえた把握をした上で、行政としての効果的な治安対策を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 都民の安全安心に関する意識調査 調査票

【調査票名】 1 - 都民の安全安心に関する意識調査 調査票

【調査対象】 (地域) 都内5地域 (新宿区、江東区、足立区、武蔵野市、八王子市)  
(単位) 個人 (属性) 満20歳以上の成人 (抽出枠) 住民基本台帳

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 3500 (1地域当たり700名×5か所) 1849932 (平成27年1月末時点) (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 回答日現在 (平成28年1月) (系統) 東京都 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 1回限り (実施期日) 平成28年1月下旬

【調査事項】 1. 居住地域への評価、2. 居住地域の治安水準の評価、3. 居住地域の住民への評価、4. 居住地域の犯罪情勢、5. 犯罪被害の経験、6. 居住地域の秩序維持行為と秩序違反行為、7. 居住地域内での犯罪被害への不安、8. 防犯行動、9. 治安対策への要望、10. 報告者の個人属性



## 届出統計調査の受理

### (2) 変更

【調査名】 京都府鋳工業生産動態統計調査（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年1月7日

【実施機関】 京都府政策企画部企画統計課産業統計担当

【目的】 本調査は、京都府における鋳工業生産の状況を把握し、府鋳工業指数作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 京都府鋳工業指数用調査票

【調査票名】 1 - 京都府鋳工業指数用調査票

【調査対象】 （地域）京都府内全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類による製造業を営む事業所のうち、要領で指定した品目を製造する事業所及び要領で指定した品目の生産動態を集計する機関 （抽出枠）工業統計調査準備調査名簿等から、品目ごとに、出荷額の上位事業所のうち、継続的な報告が可能である事業所を選定。また、京都府中小企業団体名簿から、品目ごとに、生産動態を集計する機関のうち、継続的な報告が可能である機関を選定。

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）（事業所）42 / 3400、（機関）4 / 100 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月末日 （系統）京都府政策企画部企画統計課 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌々月10日

【調査事項】 1 . 月間生産高の数量及び金額、2 . 月間出荷高の数量及び金額、3 . 月末在庫高の数量

【調査名】 次世代育成支援状況に関する企業アンケート（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年1月7日

【実施機関】 神戸市こども家庭局こども企画育成部総務課

【目的】 本調査は、神戸市内における、仕事と子育ての両立に必要な雇用環境の整備の状況を把握し、神戸市次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）の進捗状況の検証の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 次世代育成支援状況に関する企業アンケート 調査票

【調査票名】 1 - 次世代育成支援状況に関する企業アンケート 調査票

【調査対象】 （地域）神戸市内全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類のうち「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・研究サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する従業員101人以上の民営事業所（抽出枠）事業所母集団情報（平成26年次フレーム）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）800 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成28年3月1日 （系統）神戸市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）平成28年3月1日～同月31日

【調査事項】 1．主要な業種、従業員数及び従業員の男女構成比に関する事項、2．育児休業制度等、仕事と子育ての両立に必要な雇用環境の整備状況に関する事項、3．将来的な少子化対策の考え、4．少子化対策を推進するために行政に望むこと

【調査名】 中小企業景況調査（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年1月22日

【実施機関】 愛知県産業労働部産業労働政策課

【目的】 本調査は、愛知県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効率的な推進を図ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 中小企業景況調査票

【調査票名】 1 - 中小企業景況調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）企業 （属性）製造業、卸・小売業、建設業、サービス業を営む中小企業 （抽出枠）事業所母集団データベースの平成25年次フレームを用いて、以下の基準に該当する愛知県に本社を置く企業から無作為抽出、1 - 製造業・建設業（資本金3億円以下又は従業員300人以下）、2 - 卸売業（資本金1億円以下又従業員300人以下）、3 - 小売業（資本金5千万円以下又は従業員50人以下）、4 - サービス業【情報通信業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業】（資本金5千万円以下又は従業員100人以下）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/82,000 （配布）郵送・その他（FAX） （収集）郵送・その他（FAX） （記入）自計 （把握時）毎年4～6月期、7～9月期、10～12月期、1～3月期 （系統）愛知県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）毎年四半期 （実施期日）【実施期間】 毎年4～6月期（実施開始日である6月1日に到達するよう5月末日の3日前頃）、7～9月期（実施開始日である9月1日に到達するよう8月末日の3日前頃）、10～12月（実施開始日である12月1日に到達するよう11月末日の3日前頃）、1～3月期（実施開始日である3月1日に到達するよう2月末日の3日前頃）【提出期限】 発送後約10日後

【調査事項】 1. 業種、従業員数、当期の経営実績、採算、設備投資、雇用人員、金融機関の貸出態度及び経営上の問題点、行政が今後強化すべき支援策、来期の見通し、採算及び設備投資の計画、2. 四半期ごとに変更する事項（大学等新卒者の採用動向及びT P P（環太平洋パートナーシップ協定）に関する調査（平成28年1～3月期））

【調査名】 畜産関係調査（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年1月25日

【実施機関】 神戸市産業振興局農政部農業振興センター

【目的】 本調査は、畜産農家の飼養、経営動向を把握し、畜産行政・指導の資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 肉用牛調査票 2 - 乳用牛調査票

【調査票名】 1 - 肉用牛調査票

【調査対象】（地域）神戸市内全域（単位）農家（属性）肉牛農家（抽出枠）畜産農家及び畜産專業者に関する市保有データ

【調査方法】（選定）全数（客体数）20（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）平成28年2月1日現在又は調査前年の1年間の実績（系統）神戸市 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）平成28年2月1日～同月15日

【調査事項】 1．品種・年齢別頭数（平成28年2月1日現在）、2．肉用牛の導入と出荷状況（調査前年の1年間の実績）、3．今後の経営、4．後継者の状況、5．WCSの利用状況、6．飼料米の利用、7．経営の課題、8．市及び団体に対する要望、その他指摘事項

【調査票名】 2 - 乳用牛調査票

【調査対象】（地域）神戸市内全域（単位）農家（属性）乳牛農家（抽出枠）畜産農家及び畜産專業者に関する市保有データ

【調査方法】（選定）全数（客体数）37（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）平成28年2月1日現在又は調査前年の1年間の実績（系統）神戸市 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）平成28年2月1日～同月15日

【調査事項】 1．状態別飼育頭数（平成28年2月1日現在）、2．家畜排せつ物の処理方法及び処理方法別の数値、3．今後の経営、4．後継者の状況、5．飼育作物の利用方法、6．WCSの利用状況、7．飼料米の利用、8．経営の課題、9．市及び団体に対する要望、その他指摘事項